

○袋井市スポーツ合宿事業補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第61号

(趣旨)

第1条 市長は、スポーツ合宿の誘致を促進することにより、市民の間に広くスポーツについての関心を深めるとともに、多様な交流機会の増大による地域の活性化を図るため、市内においてスポーツ合宿を実施した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、袋井市補助金等交付規則（平成17年袋井市規則第47号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 スポーツに係る技術強化又は基礎体力の向上を目的に行う活動であって、市内の宿泊施設への宿泊を伴うものをいう。ただし、大会参加を目的とした宿泊は除く。
- (2) 宿泊施設 ホテル、旅館及び民宿をいう。
- (3) 団体 社会人及び学生（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に属する学生をいう。ただし幼稚園は除く。）の少なくとも一方で構成し、スポーツの競技力又は基礎体力の向上に向けて日頃から練習又は試合等を継続的に行う団体（当該活動を業として行う団体を除く。）をいう。
- (4) 袋井スポーツ飯 市内飲食店等が考案した食事メニューであって、市が認定したものをいう。
- (5) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、スポーツ合宿を実施する者（以下「合宿実施者」という。）又はスポーツ合宿を手配する旅行者（以下「旅行者」という。）であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

（補助対象合宿）

第4条 補助の対象となる合宿（以下「補助対象合宿」という。）は、次の各号に定める要件を満たす合宿とする。

(1) 選手及び引率者（監督又はコーチ等をいい、保護者、付添人等は含まない。）で構成される5人以上で行うスポーツ合宿であること。

(2) 市内の宿泊施設に宿泊する者であって、その延べ宿泊数が5泊以上であること。

(3) 市内で開催されるスポーツ合宿であること。

(4) スポーツ合宿の実施に際し、市のスポーツ振興に貢献する活動として次に掲げる活動のいずれかが実施されること。

ア練習の公開、市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。ただし幼稚園は除く。）への訪問その他の市民との交流に関する活動

イ講習会又は講演会の開催その他のスポーツ指導に関する活動

ウア又はイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象合宿としない。

(1) e—スポーツ又はマインドスポーツを目的とする合宿

(2) 興行的要素又は娯楽的要素の強い合宿

(3) 国、都道府県又は他市町村が主催する合宿

(4) 国、都道府県、他市町村又は法人その他の組織から別途補助金等の交付を受けた、又は受ける予定のある合宿

(5) 公序良俗に反する合宿

(6) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象合宿に要する経費のうち、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税並びにその他市長が不相当であると認める経費を除く。）を対象とする。

(1) 宿泊費

(2) 会場使用料

- (3) バス等借上費
 - (4) 市内交通費
 - (5) 食糧費（袋井スポーツ飯に限る。）
- (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、1 補助対象合宿につき、補助対象経費の合計額とし、補助対象合宿に参加する宿泊延べ人数（以下「補助対象宿泊延べ人数」とする。）に1,000円を乗じて得た額と10万円を比較して、いずれか少ない額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 1 補助対象合宿につき、補助金の申請を行うことができる者は、1 者に限るものとする。
- 3 年度内に同趣旨のスポーツ合宿（名称、目的の表現の相違に関わらず、対象競技が同一であり、同一又は関連する団体の構成員（個人参加を含む。）によるもので、主要な実施内容が実質的に同等のものをいう。）を複数回実施する場合は、補助金の交付額は1 年度につき合計10万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、スポーツ合宿事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、スポーツ合宿事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第7条の規定による申請の内容の変更（交付決定額の10パーセント以内の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の規定による変更の承認を受けようとするときは、スポーツ合宿事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出す

るものとする。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（変更の承認）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、スポーツ合宿事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、当該合宿を終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、スポーツ合宿事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 合宿実施者が宿泊したことを証明できる書類
- (4) 補助対象経費の領収書の写し
- (5) 合宿実施者からの入金確認書類（旅行業者が交付決定者の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは、スポーツ合宿事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和8年3月31日告示第116号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の袋井市スポーツ合宿事業補助金交付要綱の規定により使用している様式は、改正後の袋井市スポーツ合宿事業補助金交付要綱の規定による様式とみなす。